

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		5番	上根	慶万
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		11番	北村	凱男
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員5人

16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員 (2人)

1番	福石	幸生
15番	横田	光男

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

4番 藪内 孝博

5番 上根 慶万

日程第4 報告事項

①前総会(10月11日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③農用地地目変更報告

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 令和4年度農用地利用集積計画第8号について

③議案第3号 令和4年度農用地利用配分計画第8号について

日程第6 その他

①農業委員会特別研修会について

②農業委員会手帳について

③農業者年金PRについて

④農業・農地に関する課題「農業担い手（後継者）不足対策について」

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	飯野 健治
局長 補佐	前田 悟史
主任	西川 恵

事務局	<p>本日の総会の成立についてですけれども、本日の出席委員さん13名中11名の出席でございます。農業委員会会議規則第6条の定足数に達しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>なお、1番福石委員、15番横田委員からは欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、報告をさせていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、山本会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>今年も米の作況指数は平年並みというふうに今日の新聞にも出ておりました。皆さんのところは、今年の出来はいかがだったでしょうか。来年に向けての作業も順調な天候で進んでいることと思います。</p> <p>国のほうでは、コロナ対策や円安による物価上昇対策、それに加えて旧統一協会問題などで政府のほうは苦勞しているようであります。世論調査によりますと、内閣支持率が30%台になったというふうなことも聞いております。今後の動向が注視されるところであります。物価高が、我々の生活にも影響が出ております。特に化学肥料の高騰が今後の農業経営に大きな影響を与えることと思っております。町のほうでは、支援対策を検討していただいております。お願いしたいところであります。</p> <p>我々の任期もあと半年余りになりました。農地利用の最適化に向けて、岩美町では人・農地プランを作成し、農地の集積に努めておるところであります。今後は、より効率的な農地利用に向けて、集約して、努力が必要になってくると思います。4月からは、それを見据えた地域計画を関係機関と一緒に作成していくこととなります。これらの目標に向かって今年のスーブリーグを活用していただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いをいたします。</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、会長のほうより進行のほうをお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、議事録署名委員ですけれども、私のほうから決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長 ありがとうございます。では、4番の藪内委員さん、5番の上根委員さん、お願いいたします。

議長 では、日程第4、報告事項に入らせていただきます。
前総会のでんまつ、農地法第18条第6項の規定による通知、農用地地目変更報告について、説明をお願いします。

事務局 それでは、報告に入らせていただく前に、本日お手元に資料をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

1つが農業者年金に関するチラシということで2枚、カラーのもの、チラシをお配りしていますし、併せてマスクをお配りいたしております。

それから、2点目が農業、農地に関する課題の資料ということで2種類、こちら、岩美町の地域別人・農地プランの整理表といった資料が1部と、それから岩美町の認定農業者農用地利用集積状況図といったもの、ホッチキス止めのもの、2部お配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

それでは、報告事項につきまして、西川主任より説明をさせていただきます。

事務局 そうしますと、本資料、議案資料の3ページになります。
前回10月11日の総会のでんまつについてご説明いたします。
説明の前に、すいません、1点修正なんですけども、上の3条の部分ですけど、3条、1件「1筆」としてましたけども、「2筆」の誤りですので、すいません、「2」と変更しておいてやってください。

そうしますと、1つ目から報告していきます。

3条、1件2筆ということで、こちらは空き家付随農地の別段面積を利用した恩志地内の畑2筆について、どちらも売買による所有権移転でしたけども、お諮りしました。ご承認いただきましたので、10月11日付で譲受人、譲渡人それぞれに許可証を送付しております。ごめんなさい、送付は翌日ですね。10月12日付で送付しております。

それから、2つ目ですけども、5条、2件2筆ということで、こちらは2つとも浦富地内の田に関する商業用テナント及び周辺の住宅建築と建築条件付売買予定地23区画の造成を目的とした転用についてお諮りし承認いただきました。こちらの2件については、どちらも3,000平米以上の転用でしたので、10月14日に常設審議委員会の委員さんによる現地の視察、それからその後、10月24日に常設審議委員会のほうで協議が行われました。そちらのほうで異議なしということで意見をいただきました。

て、その後、その意見を添付して10月25日付で鳥取県の東部農林事務所のほうへ進達しております。知事許可のほうがこの資料を作成してお送りした時点では届いてなかったんですけども、昨日11月9日付で許可が出ましたということで、ひとまず電話連絡をいただいたところです。なので、知事許可は11月9日という形です。許可証が届き次第、譲受人等に送付をする予定としております。

それから、3つ目の農用地利用集積計画第7号ですけども、18件25筆の農地についてお諮りしました。決定いただきましたので、10月12日付で町が農用地利用集積計画を公告しております。

それから、4つ目ですが、農用地利用配分計画第7号ということで、町から意見を求められた農地中間管理事業に係る11件24筆についてお諮りしました。計画について特に意見はございませんでしたので、意見なしという形で10月12日付で町に回答しています。

てんまつについては以上でして、次のページです。4ページ。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知、こちらのほう、今回は1件2筆を受理しております。耕作者の*****さんですけども、体調不良によって耕作を縮小したいということで、今回こちらの筆を解約するというので受けております。ちなみに、この後の配分計画のほうで、こちらの2筆は*****さんに配分予定となっております。

それから、続いて5ページの農用地地目変更報告です。

今回、地目変更届を1件受理しております。届出人は岩美町浦富の*****さん、届出の土地は浦富*****、面積は804平米で、登記簿上の地目は田です。場所について、資料1ですけども、ここからすぐ近くの*****のところに入っていただいたところ、赤い印で斜線を描いておりますけども、こちらのほうの農地になります。現在も、もともと田んぼだったんですけど、水田を行ってたそうなんですけども、現在は一部畑として利用していて、今後、全体的に畑として利用するためであることと、あと草刈り等の管理を容易にするために真砂土を入れて畑としたいとのこと。ということで、田から畑への農地地目変更の報告ということです。

報告は以上です。

議長

報告は終わりました。

何か質問がございましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、続きまして議事のほうに入らせていただきます。

議 長

第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局、説明をお願いします。

事務局

資料は6ページです。

今回は1件3筆の非農地証明申請書を受理しております。

申請者は鳥取市の*****さんです。申請地は、大字宇治*****、*****、*****の3筆です。登記簿上は全て田となっておりますけども、現況は原野となっております。面積については、それぞれ資料のとおりです。長期間耕作しておらず、雑草が繁茂し原野化しているとのことで、証明は山本一美委員にいただいております。

場所については、資料2の1ページに掲載しておりますが、*****の斜め前ぐらいにある三角になってる土地です。

裏面、2ページのほうには現況の写真を載せておりますが、雑草等が繁茂している状態です。

説明のほうは以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。

11番

宇治の非農地の証明の、これはどういうふうに始末される。

非農地証明しましたんで、もう自由に何でもやってくださいということですか。

事務局

非農地になる前にすべきことがあらへんですかっていう、逆に言ってあれですけど。非農地にするような状態になってから農業委員会でどうこう言うんじゃないくて、非農地になるような状態になる前に農業委員会が何かをすべきじゃないですかって僕は思いますけど。非農地になるような状態になってから、それを今後どうするかっていうような話を農業委員会ですべきじゃないんじゃないでしょうかと僕は思いますけれど。

議 長

非農地の決定の基準というんですか、ある程度の基準は県のほうで決めておるんですけども、相当前に。木を植えたり人為的にやってるやつについて、農業委員会が気がつかないんだら、そういうなんを20年というある程度の期間のめどを持って非農地の判断をしてくださいというふうな通知があるんです。そのほかについては、現状を見て、地理的な面であったり、それから植生の状況を見たりして、今で言うB判定になるようなやつについてはいいんじゃないかなということになつとるんじゃないかなというふうに思いますけれど、B判定の判定が、そういうふうなことで非農地

という判断をしたんじゃないかなというふうに思うんです。これは、農地に返るといような状況であるんなら、非農地にはなかなかしにくいところがあるんでしょうね。

1 2 番 作り手がおるんだったら、そりゃあ非農地にならへんだけえな。この現状のままで、多分ずっと草ぼうぼう、草も刈らない、何もしないっていう状況だと思うんです。できるものなら今までにしてると思うんですけどね。多分あそこはもう何もならないなと思っています。

議 長 よろしいでしょうか。

3 番 非農地で、私も手を挙げたんですけど。あとはどうなっても構わんっちゃうことで、ここはぽつんと山奥にある田んぼじゃない。町なかってほどではないけど、結構ええところに、住宅も田んぼもあるようなところに、その後は何もせず放っておくままにしておいても、こっちはもう承認しとるけえ、何を言われても関係ないでってなるのかな。

草ぼうぼう、木が生えても、てんでノータッチでっちゃうことか、もう。

事務局 判定はB。B判定がついてる農地です。なので、農地だからこそ草を刈ってとか保全管理してくださいということが言えるんですけども、農地ではなくなってしまったら。

3 番 そうじゃな。けど、何か道義的なものがあるような気がする。

1 1 番 どういうふうに指導していくというのを出して。

事務局 逆に言ったら、利用状況調査のときに、ここまでする前に……。手を打つべきっていうところはあると思います。

状況調査のときに、もうB判定農地ということで夏に判断してるので非農地になっても、というかそのB判定をした時点で非農地、農地ではないっていう判断をしているので、そうなるまでに手を打っておくべきだったというところですよ。

1 8 番 地元の間が何もしょうらんっていう言い方じゃないか。

事務局 誰もそんなことを言ってないです。農業委員会としてって意味です。

1 8 番 感じからいって、そういう感じに取れる。何もしとらんっちゃうことは

あらへんで。草を刈れとか、誰かに貸したれとか。

事務局

非農地化した後の管理を農業委員会のほうでどうすべきかっていう話をされるから、そんな話したって無駄だっていう、非農地にする以上は。だったら、今までも過去にどんだけ農地から非農地にしてきとるんですか。それをずっと過去に遡って、みんな農業委員会が追跡して管理されとるかどうかみたいなことを農業委員会が話しても駄目でしょ、非農地にしてしまったらということが言いたい。非農地にするっちゅうことは、農業委員会の手から離れるということです。それをご理解いただきたい。

議長

本来なら4条、5条で農地以外のものにしてくださいっていうのがあるんだけど、それをしてなくて、見逃しとったって言い方は悪いかもしれませんが、そういうものが出てきたときにサービスとして非農地にして、あと農地以外のもので利用してくださいというのを認定するんですけど。

こういう意見がありましたら中で検討させていただくことにして。

議長

採決をさせていただきます。

議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長

ありがとうございました。賛成多数で認定されましたので、よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案第2号「令和4年度農用地利用集積計画第8号について」、事務局の説明をお願いします。

事務局

そうしますと、資料は8ページからです。

今回、2件の案件が8ページのほうに載っているかと思うんですけども、説明する前に1点、今回この2件のうちの2番目の*****さんの農地に関する利用権設定なんですけども、耕作予定者の*****さんという方が耕作予定だったんですけども、この方が11月7日にお亡くなりになられたそうで、急遽なんですけどもこちらのほうの筆は申請のほうを取下げということになりました。ですので、今回はこの8ページの2番のほうと9ページの4番目、最後の筆です。こちらのほうは削除のほうをお願いいた

します。今回は利用権設定1件の決定をお願いしたいと思っております。

そうしますと、説明をいたしますと、8ページのほう、1件、機構のほうへ利用権設定のものがああります。それから、9ページのほうに各筆明細ということで、*****さんの分の3筆を掲載しております。自作地であったものをここへ貸し出すものとなっております、こちらもそうです。合計の地積のところも*****さんの分を空けるので、賃借権によるものが1件3筆5,940平米ということで、今ここ、「7,059」になってますけども、こちらのほうを「5,940」に変更していただけたらと思います。使用貸借はなしで、賃借権によるものが1件3筆5,940平米ということになります。

説明のほうは以上となります。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうからの質疑を受けたいと思います。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、第2号議案の採決をさせていただきます。

議案第2号「令和4年度農用地利用集積計画第8号」について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議長

それでは、続きまして議案第3号「令和4年度農用地利用配分計画第8号について」、事務局のほうの説明をお願いします。

事務局

説明の前に、先ほども説明しましたけども、11ページです。

2番の長谷*****の*****さんについては、お亡くなりになられたために申請のほうを取下げされて、今回は1番と3番の2件の配分ということになります。そうしまして、1番、2番、この2つで2件5筆7,496平米になりますので、「8,615」というところを「7,496」に修正をしていただけたらと思います。

それから、賃貸借のほうが6,968平米、4筆ですね。それから、使用貸借が1件ございまして、528平米、1筆です。今回はこちらの5筆について配分計画のほうを諮っていただけたらと思います。

資料3のほうに配分される筆と配分予定者を色分けした地図を添付しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑のほうを求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第3号「令和4年度農用地利用配分計画第8号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。皆さん賛成でございます。可決されました。以上が議案のほうであります。

議 長

その他のほうへ。

事務局のほう、ありますか。

事務局

- ①農業委員会特別研修会について
- ②農業委員会手帳について
- ③農業者年金PRについて
- ④農業・農地に関する課題「農業担い手（後継者）不足対策について」

議 長

では次回は12月12日月曜日1時半からということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。